

東京都特殊建築物等調査者会 会則

(名称)

第 1 条 会の名称は、東京都特殊建築物等調査者会（以下、「本会」という。）とする。

(目的)

第 2 条 本会は、定期調査報告業務に関する共通基盤の整備、定期調査報告関係者間の連携強化、定期調査報告に関する情報発信等を行うことにより、東京都における定期調査報告制度の普及促進に寄与することを目的とする。

(基本活動)

第 3 条 本会は、第 2 条の目的を達成するため、次の基本活動を行う。

- 一 定期調査報告業務に関する共通基盤の整備
 - ① 定期調査報告業務の運用等に関する情報収集
 - ② 定期調査報告技術に関する情報収集
 - ③ 定期調査報告に関する相談、苦情等を踏まえた課題検討
 - ④ 調査技術向上に関する調査、研究
 - ⑤ その他共通基盤の整備に関すること
- 二 定期調査報告関係者間の関係強化
 - ① 定期調査報告に関する情報連絡
 - ② 関係機関・団体との情報交換
 - ③ その他情報交換の場の設置
- 三 定期調査報告に関する情報発信等
 - ① 定期調査報告制度普及のための情報発信
 - ② 定期調査報告制度改善のための情報発信
 - ③ その他必要な情報発信活動

(会員)

第 4 条 本会の会員は、会員及び特別会員の 2 種類とし、それぞれ次に定めるところとする。

- 一 会員は、建築基準法に基づく定期調査報告の資格を有する者又はその者が属する組織のうちで、会員として入会を認められた者とする。
- 二 特別会員は、公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンターとする。

(入会)

第5条 公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンターが開催する特殊建築物等定期調査報告実務講習会の修了登録者名簿への登録を行った者（以下「名簿登録者」という。）は、退会の申出を行うまでは、会員となることができる。

また、名簿登録者以外で本会に入会を希望する者は、事務局に入会を申込み、運営委員会の承認を得て、会員となることができる。

(議決権を有する会員)

第6条 前条の会員のうち、電子メール等の効率的情報伝達手段による連絡先を登録した者を「議決権を有する会員」とする。

(会費)

第7条 会費は、無料とする。

(会員の資格喪失)

第8条 会員は、次のいずれかに該当する場合に、その資格を喪失する。

- 一 退会を申し出たとき。
- 二 死亡または解散したとき。
- 三 本会から退会すべき者として運営委員会が決定したとき。

(退会)

第9条 退会の申出は、事務局への連絡により行うものとする。

(役員)

第10条 本会に、次の役員を置く。

- 一 会長 1名
- 二 副会長 1名
- 三 運営委員 10名以内

2 役員は、会員のうちから総会において選任する。ただし、必要があるときは、会員以外の者から選任することを妨げない。

3 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

4 役員の任期途中での交代における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の仕事)

第 11 条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長に事故があったとき又は会長が欠けたときに、前項の職務を執行する。
- 3 運営委員は、運営委員会を組織して本会の運営を行う。

(役員のお金)

第 12 条 役員は、無報酬とする。

(総会)

第 13 条 総会は、議決権を有する会員をもって構成する。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。
- 3 通常総会は、原則として、毎年度終了後 3 ヶ月以内に開催する。
- 4 臨時総会は、会長若しくは運営委員会が必要と認めたとき又は議決権を有する会員の 3 分の 1 以上から会議の目的事項を示して請求があったとき、これを開催する。
- 5 総会は、次の事項を審議決定する。
 - 一 会則
 - 二 役員を選任及び解任
 - 三 事業計画
 - 四 事業報告の承認
 - 五 その他運営委員会が本会の運営に必要と認める事項

(総会の召集及び運営)

第 14 条 総会は、会長がこれを召集する。

- 2 総会の議長は、会長又は会長があらかじめ運営委員会の中から指名した者になる。

(総会の議決)

第 15 条 総会は、議決権を有する会員の過半数の出席をもって成立する。

- 2 総会の議事は、出席した議決権を有する会員の過半数をもって決する。ただし、可否同数の場合は、議長が決する。
- 3 総会に出席できない議決権を有する会員は、委任状の提出をもって表決を委任することができる。この場合、第 1 項及び第 2 項の規定は、出席した者とみなして運用する。
- 4 前項の委任がなされない場合は、その総会に限り、議決権を放棄したもの

とみなす。

(運営委員会)

第 16 条 運営委員会は、会長、副会長及び運営委員をもって構成する。

- 2 運営委員会は、会長が必要と認めたととき開催する。
- 3 運営委員会は、会長が招集して、その議長となる。
- 4 運営委員会は、次の事項を所掌する。
 - 一 入会及び退会の承認
 - 二 各種部会等の設置に関する決定
 - 三 事業の実施に関する決定
 - 四 その他本会の運営に関する決定
- 5 運営委員会は、その構成員の過半数の出席により成立し、出席委員の過半数の同意により議事を決する。ただし、可否同数の場合は、議長が決する。
- 6 運営委員会に出席できない運営委員は、委任状の提出をもって表決を委任することができる。この場合、前項の規定は、出席した者とみなして運用する。

(事業計画)

第 17 条 本会の毎年度の事業計画は、総会で決定する。

(事業報告)

第 18 条 本会の事業報告については、毎年度終了後、総会の承認を受けることとする。

(事務局)

第 19 条 本会の事務局は、公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンターにおく。

附則 この会則は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。